

境港市民図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、境港市民図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料の適正かつ有効な収集を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(収集の基本方針)

第2条 図書館が収集する資料は、図書館法(昭和25年法律第113号)第3条第1号に規定する図書館資料とし、その種別は次条各号のとおりとする。

2 資料収集に当たっては、次の事項を基本的な方針とする。

- (1) 境港市の文化の発展に寄与し、市民の持つ多様な要求に応えるため、その調査、研究、教養、趣味、娯楽等に必要とされる資料を、幅広く計画的に収集する。
- (2) あらゆる思想、信条、学説、宗派に対して、それぞれの観点に立った資料を、公平かつ幅広く収集する。そのため、図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- (3) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制したりしない。
- (4) 市内小・中学校図書館や幼稚園・保育園、公民館への支援と、その読書活動推進のための資料を収集する。
- (5) 境港市の文化的、風土的特性を考慮した特色ある資料の収集をすすめ、特に郷土に関する資料（以下「郷土資料」という。）の収集に留意する。
- (6) 本市の経済・産業・文化の発展に貢献し、市民ひとりひとりの生活や仕事に役立つよう、地域と個人の課題解決の支援に必要な資料を収集する。
- (7) 本市の国際交流の施策に沿った資料、及び本市で暮らす日本語を母語としない住民が必要とする資料を収集する。
- (8) 紙媒体資料や映像録音資料等と併せて、電子資料の収集やデータベースの導入に努める。

(種類別収集方針)

第3条 資料の収集は、前条の基本方針を踏まえ、次の各号に掲げる種類ごとに、当該各号に定める収集方針に沿って行うものとする。

(1) 図書

ア 図書は、基本的資料を中心として、各分野にわたり幅広く収集する。さらに、必要に応じて専門的な資料についても収集する。

イ 外国語図書は、基本的資料及び児童書を収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、地元紙のほか、代表的な一般紙・専門紙を収集する。

イ 雑誌は、各分野における主要なもの、時宜にかなない利用度の高いもの、及び地元で発行されるものを中心に収集する。

(3) 映像録音資料

CD、DVDなどの視聴覚資料は、境港市や鳥取県、周辺自治体に関連のあるもの、児童向けのものを基本とし、その他、教育的、記録的、文化的価値を勘案し収集する。

(4) その他の資料

地図、パンフレット、ポスター等を必要に応じて収集する。

(目的別収集方針)

第4条 目的別の資料収集方針は、次のとおりとする。

(1) 郷土資料

ア 境港市をはじめ、鳥取県や境港市周辺自治体の歴史、風土、政治、社会、文化等に関する郷土資料は網羅的に収集する。

イ 市内で発行される雑誌、新聞、団体等の機関誌、記念誌などは継続的に収集する。

ウ 市民、及び境港市にゆかりのある著者の著作は網羅的に収集する。

エ 境港市、各行政委員会及び市議会が作成し、発行する資料は、網羅的に収集する。

オ 鳥取県、及び県内市町村、境港市周辺の自治体で発行する資料については、基本的な資料を収集する。

(2) 児童図書

子どもが豊かな人間性を養うことのできる資料を収集する。あわせて、市内小・中学校図書館、幼稚園・保育園の実態を考慮し、授業や保育現場での利用と、児童・生徒・園児の多様な学びやの要求に応ずるよう努める。

(3) 障がい者・高齢者用資料

大活字本、録音図書、音声資料、点字絵本等の収集に努める。

(4) 漫画・コミック

郷土資料、子ども向け学習漫画を基本とし、その他、特定分野を理解する上で助けとなる、また啓発的な内容のもので、図書では代替できないものを厳選して収集する。

(5) 特色ある資料

境港市の地域的、伝統的特性を生かし、次の資料は積極的に収集しその充実を図る。

- ・自衛隊、防災に関する資料
- ・港、海、魚に関する資料
- ・妖怪に関する資料

(資料収集における留意事項)

第5条 資料の収集に当たっては、次のことに留意する。

(1) 客観的に公正な立場で選定する。

(2) 新刊カタログ、各種の出版情報、書評、書店等からの現物見計らい、Web情報、利用者等からのリクエストなどを、広く参考にする。

- (3) 現代社会の当面する諸問題に、常に関心を持ち、新しく展開している主題の資料は、時期を逸することなく収集する。
- (4) 人権問題に関する資料は、積極的に収集する。
- (5) 寄贈による以外入手が困難な資料については、発行者等に働きかけて収集を図る。
- (6) 郷土資料、利用頻度の多い児童書については、必要に応じて複本を収集する。
- (7) 利用者の期待に応える資料を維持し、充実させるため、資料の更新を適切に行う。
- (8) 資料の収集及び保存については、県立図書館、県内各市町村図書館と協力する。
- (9) 一部の専門家に向けて書かれた多数の利用が見込めない資料は、慎重に選定する。
- (10) 次のものは、原則として収集の対象としない。

ア 学習参考書、受験参考書・問題集

イ その他、市民図書館の資料として不適当なもの。

- (11) 資料の収集は、新刊書を中心に行うが、必要に応じて、古書の収集も行う。
- (12) 専門書の収集に関しては、類縁機関等から必要な助言を受ける。

(資料の選定と収集)

第6条 資料の選定は、選定会において行う。リクエスト資料についても同様とする。

- 2 選定会は、館長、副館長、一般、郷土、児童の各担当で構成する。
- 3 選定委員会の会議は、原則として月1回第2木曜日に開催する。
- 4 急を要する資料については、館長の決裁でもって選定会に代える。

(寄贈資料の受入れ)

第7条 寄贈資料についても、この方針に基づいて、受入を決定する。

(その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この方針は、令和4年7月8日から施行する。